

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十七号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。）の施行並びに広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号。以下「手数料条例」という。）別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）の項に規定する規則で定める図書に關し必要な事項を定めるものとする。

（所管行政庁が必要と認める図書）

第二条 省令第一条第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）が法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することについてエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物調査機関又は当該登録住宅性能評価機関が交付した適合証

二 登録住宅性能評価機関が行う品確法第五条第一項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付した品確法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の写し

三 その他知事が必要と認める図書

第三条 省令第七条第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一号に規定する建築物が同条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関の審査を受けた場合にあつては、当該登録建築物調査機関又は当該登録住宅性能評価機関が交付した適合証

二 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた場合にあつては、省令第三条第二

項（省令第六条において準用する場合を含む。）の通知書の写し及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の検査済証（以下「検査済証」という。）の写し

三 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）が同法第五十四条第一項（同法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた場合にあつては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第四十三条第二項（同令第四十六条において準用する場合を含む。）の通知書の写し及び検査済証の写し

四 登録住宅性能評価機関が行う住宅性能評価を受けた場合にあつては、当該登録住宅性能評価機関が交付した品確法第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写し

五 その他知事が必要と認める図書

（誘導基準適合図書及び消費性能基準適合図書）

第四条 手数料条例別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）の項に規定する法第三十条第一項の基準に適合していることについての図書は第二条各号に掲げる図書と、法第二条第三号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについての図書は第三条各号に掲げる図書とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。